

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

令和6年6月

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
令和6年度赤十字活動資金募集資材にかかる運送・保管及び仕分業務委託	日本赤十字社京都府支部 組織振興課 京都市上京区下立売通油小路西入東橋詰町178	令和6年4月10日	株式会社ウイングスマルコー	1,203,377円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第7項に掲げられる「運送又は保管をさせる」ときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定による)	
宇治田原町倉庫新築工事	日本赤十字社京都府支部 総務課 京都市東山区三十三間堂廻り町644	令和6年5月7日	三共フロンティア株式会社	2,244,000円(税込)	日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1項に掲げられる「予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせる」ときに該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第5項の規定による)	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。